

令和 7 年第 7 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(令和 7 年 6 月 2 6 日)



局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和7年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
14番 松尾委員より欠席の連絡を受けております。  
また、農地利用最適化推進委員におかれましては、木村委員、赤井委員、岩佐委員が欠席でございまして、中川委員は、権利設定の対象者であるということから、ご案内を控えております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和7年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしく願いいたします。

[開会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]  
議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長            それでは 1 番 谷口委員と 7 番 國久委員を指名いたします。

[ 日 程 2 ]

議 長            日程 2 議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長            はい、議長  
                  本件は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇である〇〇〇〇氏が、住宅を建築するため転用する申請であります。  
                  詳細は書記に説明させます。

宮本書記        はい、議長  
                  お手元の資料 2 ページをご覧ください。  
                  (議案第 2 3 号資料説明)  
                  今回の申請は、貸人〇〇〇〇氏が所有する農地に、〇〇である〇〇〇〇氏が住宅を建設するための転用申請です。なお、この申請地は、5 月 2 7 日に分筆しております。分筆前は、資料 3 ページの着色箇所のとおりですが、分筆後は、資料 4 ページのとおり〇-〇-〇、〇-〇-〇、〇-〇-〇となっております。その内、北側の〇-〇-〇が今回の申請地となります。住宅建設予定図は資料 5 ページのとおりです。  
                  この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第 2 種その他農地に該当します。今回の住宅の建築は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議 長            ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員        はい、議長。  
                  こちらは 1 9 日に松宮委員と現地を確認いたしました。  
                  当該農地には南側に自己所有農地がありますが、北側に寄

せて住宅を建築することから、周囲農地の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な施設として住宅を建築する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長           ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長           ご意見、ご質問がないようですので、議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長           賛成全員でございますので、日程2 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとします。

議 長           日程3 議案第24号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

なお、この案件につきましては、〇番〇〇委員にはおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

〇〇委員       ありません。

(〇〇委員退席)

議 長           また、私も同じく一時退席となりますので、その間、早川職務代理に議長をお願いします。

(〇〇委員退席)

(早川職務代理、議長席へ。)

早川職務代理 それでは、事務局から報告をお願いします。

局 長 議案第24号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長。

(議案第24号について説明)

はじめに、皆様のお手元にお配りさせていただいている「つなごう農地つなごうバンクへ」という資料の1ページをご覧ください。農地バンクについて簡単に説明させていただきたいと思います。1ページ上段にある農地バンクによる農地の権利移動ということで、令和7年度から各地区で作成されました地域計画の実現に向けた農地の権利移動は、原則農地バンクを経由するということになっております。このことを踏まえまして、令和7年度より、これまでの『農業経営基盤強化促進法』に基づく農地の権利移動が廃止となり、農地の貸借は、『農地法』か『農地中間管理事業の推進に関する法律(通称：農地バンク法)』のいずれかの法律に基づく手続きに変更となりました。

次に資料7ページをご覧ください。今回、『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、32筆、5名の担い手の方に貸し付けるものでございます。表の右から2列目には、今回、借受人となる福井県農地中間管理機構がございまして、福井県では、ふくい農林水産支援センターがこれにあたります。その右覧には、「配分先」としまして受け手となられる担い手を記載してございます。設定の始期ですが、すべて令和7年8月1日となっており、令和17年3月31日までの11年間(原則、10年以上)の新規設定でございます。設定上は『新規』となりますが、これまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆でして、実質は「再設定」となるものです。

早川職務代理  ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

岩崎委員  はい、議長。  
  こちらも19日に松宮委員と現地を確認いたしました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

早川職務代理  ご報告ありがとうございました。  
  ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

山崎委員  亡くなられた方の名前が書いてありますが、これはなぜですか。

木村書記  所有者の方は、法務局で登記をとり、確認させていただいています。亡くなった方の名前が記載してあるのは、相続登記ができていないケースだと考えられます。実際に契約する段階では、相続人の名前になる予定です。

塩野委員  集積集積と言っていますが、この図面をみる限り集積ではなく飛び地になっているような気がします。これはどうなのかなと思います。

木村書記  今回の図面は、今回利用権がきれた農地でございますが、ここにあがっていない農地もあります。ですので、集積している農地の一部がここにあがっているということになるため、飛び地になっているようにみえます。

(意見・質問なし)

早川職務代理  ご意見、ご質問がないようですので、議案第24号について、農業委員会として、町長から提出された計画案に対する意見は無く、農地の貸借を認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

早川職務代理

賛成全員でございますので、日程3 議案第24号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

審議が終了しましたので、〇〇委員及び〇〇委員の入室をお願いします。

それでは、議長職を松井会長と交代いたします。

（〇〇委員及び〇〇委員入室。）

（早川職務代理、自席へ。）

議長

それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。